

特許庁委託  
ジェトロ知的財産権情報

# 模倣対策マニュアル

インドネシア編

2008年3月

JETRO

#### (4) 産業意匠

##### (4 - 1) 産業意匠法の概要

2000年産業意匠に関する法律第31号が2000年12月20日より施行されている。その概要は以下のとおりである。

- ・ 登録要件は、新規性のみ。
- ・ 保護期間は出願から10年。
- ・ 出願公開によって、第三者に異議申立の機会を与える。
- ・ 異議申立のあった出願に対して実体審査が行われ、異議申立のない出願は自動的に登録される。(注:実際の運用では異議申立の無いものも実体審査している。)
- ・ 審判制度はない。審査結果に不服のある場合は、商務裁判所に訴える。
- ・ 秘密意匠、関連意匠に相当する制度は存在しない。
- ・ 複数の産業意匠であって、産業意匠の単一性を有するか同一の分類に属するものも単一出願で出願できる。(組み物の意匠に相当)
- ・ 部分意匠出願制度あり。
- ・ 他人の産業意匠を侵害した者には、最高懲役4年、罰金3億ルピアが科せられる。
- ・ 侵害は親告罪。

登録要件である新規性は、従前大変狭く解釈され、少しでも相違点があれば新規な意匠として登録される傾向にあり、内外からの批判を受けていた。最高裁判所がTRIPS協定第25条第1項を引用して意匠審査における同一性の評価を実質的に同一どうか判断すべきであるとの判決を下した(添付資料)のを受けて、それ以降新規性の判断はやや範囲を広げて解釈されるようになってきている。(意匠局長談)この影響を受けて、侵害非侵害の判断も、実質的に同一であるかどうかを評価する傾向に変わってきている。

産業意匠は商標や特許と異なり、異議申立がなければ自動的に登録されるので、第三者にとっては出願から3ヵ月間与えられる異議申立の機会を逃さないことが極めて重要である。出願された産業意匠は知的財産総局内の掲示板やウェブサイトで見ることができるが、利害関係人にとって情報収集が困難であるため、本来拒絶されるべき産業意匠が登録されてしまう危険性がある。(参照(5 - 8)他人の権利に対する対抗手段)

このような状況に対応して、2006年より意匠局長は異議申立の有無に関わらず、全出願を実体審査するように指導している。

##### (4 - 2) 出願に必要な書類

産業意匠出願に当っては、以下の書類を著作権意匠半導体配置設計営業秘密局に提出しなければならない。いずれの書類もインドネシア語を使用すること。

- 1) 願書
  - 記載事項
  - (a) 出願年月日

- (b) 創作者の氏名、住所及び国籍
  - (c) 出願人の氏名、住所及び国籍
  - (d) 代理人の氏名、住所(在外者は代理人を通して出願しなければならない。)
  - (e) 優先権情報(優先権主張を伴う場合)
- 2) 登録出願に係る工業意匠の見本、図面又は写真及び説明
  - 3) 委任状(代理人を通して出願する場合)(包括委任状は認められない)
  - 4) 出願に係る意匠が出願人の所有であるか、創作者の所有であるかの宣言書
  - 5) 優先権証明書(優先権主張を伴う場合)

#### (4 - 3) 出願から登録までの手続き

産業意匠出願から登録までの流れを図 4 に示す。

意匠出願は方式審査を経た後、出願日のほぼ翌週には局内掲示板にて公開される。この公開は 3 ヶ月間行われるとされているが、実体としてはほぼ毎週新しい公報に貼り替えられている。公開公報は現在知的財産総局のウェブサイトから見る事が可能となっている。

公開期間中第三者は異議を申し立てることができる。出願人は異議通知書送付の日から 3 ヶ月以内に答弁書を提出する。異議決定は公開期間満了日から 6 ヶ月以内にしなければならず、異議決定は両当事者に決定の日から 30 日以内に通知される。

意匠法では異議申立のあった場合のみ実体審査を行うと規定しており、当初そのように運用されていたが、結果として不登録事由のある意匠が多く登録されることとなったため、意匠局長の判断で全件実体審査するように運用が変わってきている。

意匠法では公開終了から 6 ヶ月以内に登録すべしと規定されているが、全件審査するようになったため、最近審査期間が長期化する傾向にあり、公開終了から 1 年以上たっても登録されないのが現状である。また、特許と異なり外国出願が少ないため、他国での審査結果が参考にできないところが、意匠審査に時間がかかってしまう要因かと思われる。

意匠には審判制度がない。審査結果に不服の場合は、商務裁判所に提訴することになる。

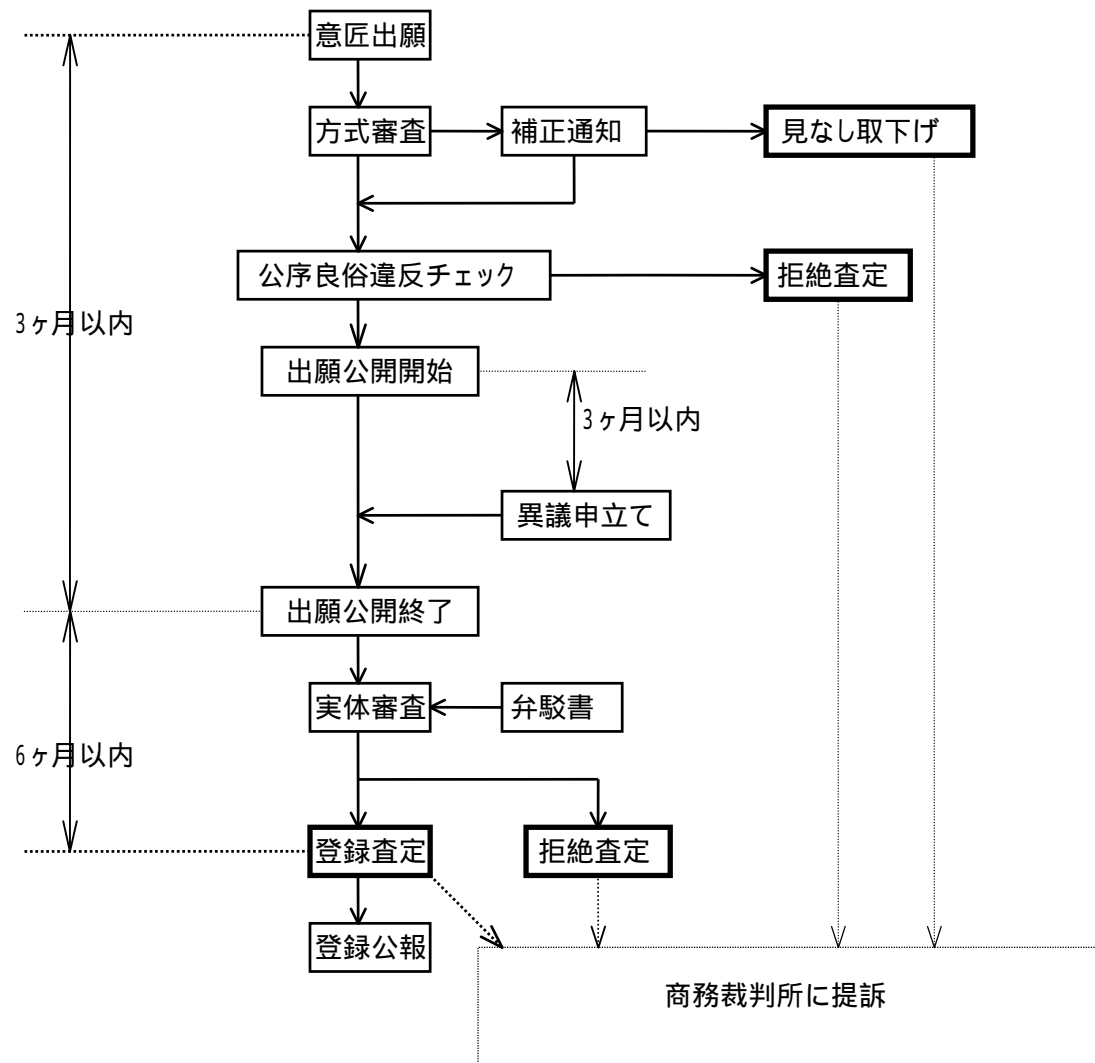


図 4 意匠出願から登録まで

(4 - 4) 出願・登録状況

産業意匠出願は 2001 年 6 月に開始され、表 - 5 に示すように、ここ 2、3 年は年間 5000 件程度の出願が寄せられている。2007 年 4 月までに寄せられた出願の総数は 23,452 であるが、この内最終処分に至った件数は 11,671 であるから、約半数が未処分である。

表 6 に示すように、国別出願件数ではインドネシア国内からの出願が最も多く、全体の 85.6% を占めている。日本からの出願は外国の中では最多の 6.7% である。

表 - 5 産業意匠出願状況

年	産業意匠出願			最終処分		
	内国	外国	合計	登録	拒絶	合計
2001	1094	309	1403	77	0	77
2002	2496	372	2868	1704	84	1788
2003	2791	363	3154	1054	144	1198
2004	3789	607	4396	3798	251	4049
2005	4319	795	5114	1302	511	1813
2006	4174	752	4926	1332	760	2092
2007.4 まで	1327	264	1591	318	336	654
合計	19990	3462	23452	9585	2086	11671

(データ出所：知的財産総局)

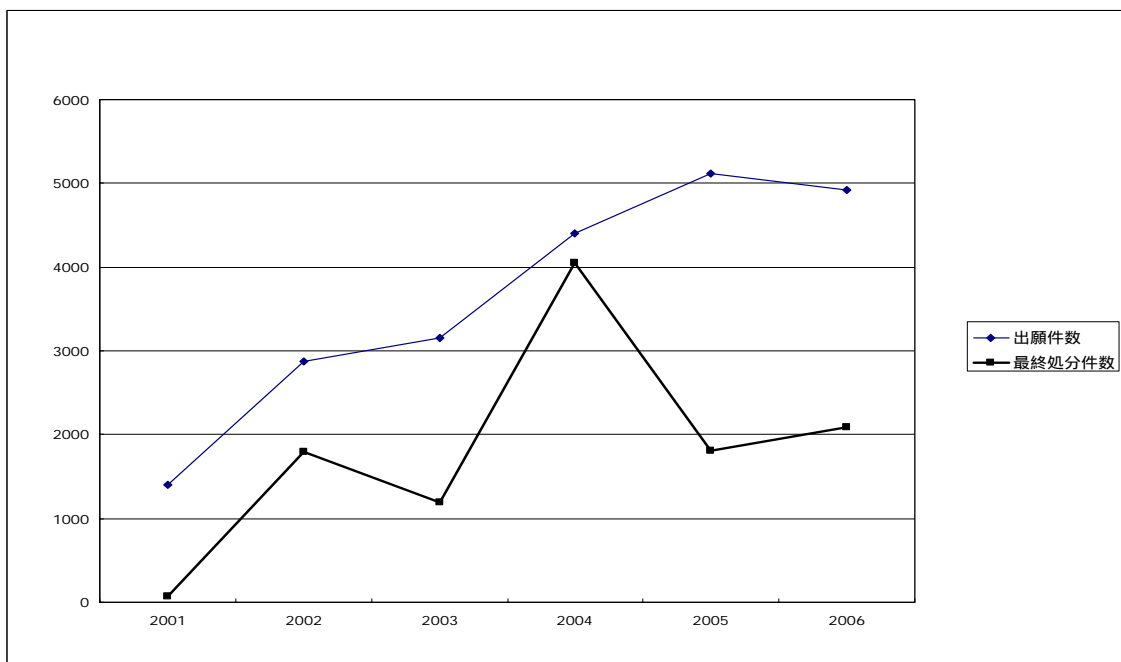


図 - 5 産業意匠出願・最終処分件数の推移

表 - 6 国別産業意匠出願件数

国名	出願件数	シェア
インドネシア	33647	85.6%
日本	2623	6.7%
アメリカ	674	1.7%
オランダ	585	1.5%
韓国	180	0.5%
オーストラリア	94	0.2%
中国	66	0.2%
台湾	107	0.3%
イタリア	174	0.4%
マレーシア	97	0.2%
その他	1079	2.7%
合計	39326	100%

( データ出所：知的財産総局 )

( 4 - 5 ) 産業意匠権の効力

産業意匠権の効力は、一定期間意匠を独占的に実施すること(第1条)であるが、第3者による実施が教育・研究を目的とし、産業意匠権者の利益を損なわない場合は容認しなければならない。(第9条第2項) 先使用者に対する通常実施権を認める規定はない。ここで、意匠の実施とは、「産業意匠を使用した製品を製造、使用、販売、輸入、輸出及びノ又は頒布」することと解される。(第9条第1項)

なお、インドネシア産業意匠法には「類似」という考え方が取り入れられていない。産業意匠権が及ぶのは同一の意匠に対してのみである。但し、同一の解釈については、形式的ではなく、実質的に評価する傾向になりつつある。

(4 - 6) 出願費用

産業意匠出願にかかる費用は以下の通りである。出願時に払う出願料は登録までの費用をも含むので、別途登録料の支払いは不要である。

表 - 7 産業意匠料金表

項目		金額 (円)
9. 出願	小企業	300,000
	非小企業	600,000
10. 意匠異議申立		150,000
11. 意匠原簿の抄録		100,000
12. 優先権証明書		100,000
13. 意匠登録証謄本		100,000
14. 意匠権の移転届	小企業	200,000
	非小企業	400,000
15. 意匠実施権の設定登録		250,000
16. 特許出願人氏名・住所変更届	小企業	100,000
	非小企業	150,000
17. 意匠の取消	小企業	0
	非小企業	200,000

(5) 商標

(5 - 1) 商標法の概要

現在施行されている商標法は、2001年商標に関する法律第8号であって、2001年8月1日に改正・施行された。その概要は以下のとおりである。

- ・ 登録の対象は、商品又はサービスに使用する商標及び地理的表示・原産地表示。(地理的表示、原産地表示は商標として登録されて初めて保護される。)
- ・ 立体商標、匂いや音声の商標は認められない。
- ・ 識別力のないもの、商品・役務に関する説明にすぎないものは登録できない。
- ・ 同一類で登録済み又は著名な商標と同一又は類似する商標は登録を拒絶される。(運用では未登録の先願商標によっても拒絶される。)
- ・ 善意によって出願されなかった商標は拒絶される。(冒用商標の取消によく使われる規定)  
(本来の商標の使用者が商標登録出願をする前に、その商標を何らかの事情で知っていた第三者が抜け駆け的に商標登録出願あるいは商標登録を取得したような場合。)
- ・ 連合商標、防護商標制度は存在しない。

## 添付資料3

### 産業意匠法

2000 年法律第 31 号  
2000 年 12 月 20 日制定

### 第 1 章 総則

#### 第 1 条

この法律において、

- (1) 産業意匠とは、姿態、形状又は立体又は平面における線及び/又は色彩の構図、又はそれらの組合わせに関する創作であって、美的価値を有し、立体又は平面を実現することができるもので、製品、商品、工業的生産物、又は手工芸品の生産に使用されることができるものをいう。
- (2) 創作者とは、個人又は共同で産業意匠を創作する者をいう。
- (3) 出願とは、総局に対する産業意匠の登録の出願をいう。
- (4) 出願人とは、出願をする者をいう。
- (5) 産業意匠権とは、創作に対してインドネシア共和国により与えられる独占権であって、一定期間当該創作を独占的に実施するか、その実施の許諾を他人に与える権利をいう。
- (6) 大臣とは、産業意匠を含む知的財産権の行政をその義務と責任の範囲に含む省を管轄する大臣をいう。
- (7) 総局とは、大臣が所管する省の下部組織である知的財産総局をいう。
- (8) 代理人とは、本法で定める大臣から許可を得た知的財産コンサルタントをいう。
- (9) 出願日とは、方式要件を満足した出願が受理された日をいう。
- (10) 知的財産権コンサルタントとは、知的財産権の分野における専門知識を有し、特許、商標、産業意匠及びその他の知的財産権の出願手続きを専門に行い、総局に知的財産権コンサルタントとして登録された者をいう。
- (11) 実施権とは、保護が認められた意匠権の経済的利益を特定の条件下で一定期間享受する権利を与える（移転では

ない）契約を通して、意匠権者から他者に対して認められる許可をいう。

- (12) 優先権とは、パリ条約加盟国において最初に出願をした出願人が、パリ条約又は WTO 協定加盟国でもあるその国における出願日が、パリ条約で定める期間内、最初の出願国における出願日と同じ日であると認められる権利をいう。
- (13) 日とは実働日をいう。

### 第 2 章 産業意匠の範囲

#### 第 1 節 保護が受けられる産業意匠

##### 第 2 条

- (1) 産業意匠権は、新規な産業意匠に対して与えられる。
- (2) 産業意匠は、出願日において事前に公表された意匠と同一でないとき、新規であると見なされる。
- (3) 第 2 項の規定における事前の公表とは、以下の日より前に、インドネシアの国内又は国外で公開又は使用されたことを意味する。
  - (a) 出願日 又は
  - (b) 出願が優先権を伴う場合は、優先日

##### 第 3 条

産業意匠は、その出願前 6 ヶ月以内に次の項目に該当するとき、公表されたとは見なされない。

- (a) インドネシア国内又は国外における公式又は公式とみなされる国内又は国際博覧会において展示される場合。
- (b) 教育、研究、開発の目的で創作者によって試験的に国内で使用された場合。

#### 第 2 節 保護を受けられない産業意匠

##### 第 4 条

産業意匠が現行の法規、公共の秩序、宗教又は道徳に違反するとき、産業意匠権は与えられない。

#### 第 3 節 産業意匠の保護期間



- 第5条
- (1) 産業意匠の保護は、出願日から10年間与えられる。
  - (2) 第1項の保護の開始日は産業意匠原簿及び産業意匠公報に記録される。

#### 第4節 産業意匠の主体

- 第6条
- (1) 産業意匠権を受ける者は、創作者又は創作者から権利を譲渡された者である。
  - (2) 創作者が複数者からなるとき、別途契約がある場合を除き、産業意匠権はそれらのもに共同で与えられる。

- 第7条
- (1) 産業意匠が他者との関連で公務としてその労働環境において創作されたとき、その産業意匠創作の職務を与えた者が産業意匠権者である。ただし、創作者の権利を損なわない範囲で、別途両者の間に合意がある場合を除く。
  - (2) 第1項の規定は、公務の中でなされた注文に基づいて他者が創作した産業意匠に対しても適用する。
  - (3) 産業意匠が雇用関係又は注文に基づいて創作されたとき、両者の間に別途合意のない限り、その産業意匠を創作した者が、創作者であり産業意匠権者であると見なされる。

第8条  
第7条第1項及び第2項の規定は、創作者の名前を産業意匠登録証、産業意匠原簿及び産業意匠公報に掲載する権利を損わない。

#### 第5節 権利の範囲

- 第9条
- (1) 産業意匠権者は、自ら所有する産業意匠を実施する独占権を有し、他者が承認を得ずに産業意匠を使用した製品を製造、使用、販売、輸入、輸出及び/又は頒布することを禁じる権利を有する。
  - (2) 当該産業意匠の使用が研究及び教育を目的とし、産業意匠権者の利益を損なわないとき、第1項の規定の適用から

除外される。

### 第III章 産業意匠登録出願

#### 第1節 総則

第10条  
産業意匠権は出願に基づいて与えられる。

- 第11条
- (1) 出願は、インドネシア語での記載により総局に対して本法に規定する料金の支払と共に申請される。
  - (2) 第1項に規定する出願は出願人又は代理人によって署名される。
  - (3) 出願書類は以下の項目を含む。
    - (a) 出願の年月日
    - (b) 創作者の氏名、住所及び国籍
    - (c) 出願人の氏名、住所及び国籍
    - (d) 代理人を通して出願される場合は、代理人の氏名及び住所
    - (e) 優先権主張を伴う場合は、最初の出願の国名及び出願日
  - (4) 第3項に規定する出願は、以下の事項を伴う。
    - (a) 登録出願に係る産業意匠の見本、図面又は写真及び説明
    - (b) 代理人を通して出願する場合は、委任状
    - (c) 登録出願に係る産業意匠が出願人の所有であるか、創作者の所有であるかの宣言書
  - (5) 出願が複数の出願人によって共同で出願されるとき、当該出願は他の出願人の合意を添付した上で、一名の出願人によって署名される。
  - (6) 出願が創作者以外の者によって申請されるとき、出願は、出願人が当該産業意匠に対する権利を有することを十分に証明する書類と共に申請されなければならない。
  - (7) 出願手続きに対する更なる規定は政令による。

第12条  
反証されない限り、最初に産業意匠登録出願をする者が、産業意匠権を有する者であると見なす。

第 13 条  
ひとつの出願で申請できるのは、以下の産業意匠である。

- (a) ひとつの産業意匠
- (b) 複数の産業意匠であって、産業意匠の単一性を有するか同一の分類に属するもの

- 第 14 条
- (1) 出願人がインドネシア国外に居住するとき、その出願は代理人通して申請されなければならない。
  - (2) 第 1 項の規定における出願人は、インドネシアにおける住所を選択して宣言しなければならない。

第 15 条  
知的財産権コンサルタントとして任命されるための条件は政令で規定され、任命手続きは大臣令で規定される。

#### 第 2 節 優先権を伴う出願

- 第 16 条
- (1) 優先権を利用する出願は、パリ条約又は世界貿易機関の加盟国である外国において最初の出願が受理された日から 6 ヶ月以内に出願されなければならない。
  - (2) 第 1 項の優先権を伴う出願に当たり、産業意匠登録を取り扱う官庁が証明する優先権書類とそのインドネシア語訳を、優先権を伴う出願の期限の最終日から 3 ヶ月以内に提出することが義務づけられる。
  - (3) 第 1 項及び第 2 項の要件が満たされないとき、当該出願は、優先権の利用を伴わないと見なされる。

- 第 17 条
- (1) 第 16 条第 2 項の写し以外に、総局は、当該優先権を利用する出願が次の事項を伴うように要求することができる。
    - (a) 外国における最初に出願された登録に関連し、すでに付与された産業意匠権の謄本
    - (b) 当該産業意匠が新規であるかどうか

かの評価を促進するために必要なその他の法的複写物

#### 第 3 節 出願受付期間

第 18 条  
出願日は、出願人が次の要件を満たし、出願書類が受理された日である。

- (a) 出願様式への必要事項の記入
- (b) 登録出願される産業意匠の見本、図面又は写真及び説明
- (c) 第 11 条第 1 項に規定する料金の支払

- 第 19 条
- (1) 第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条及び第 17 条に規定する出願の要件を満たさないとき、総局は出願人又は代理人に対して、当該不備がその通知の発送日から 3 ヶ月以内に満たされるように通知する。
  - (2) 第 1 項に規定する期限は、出願人の要請に基づいて最大 1 ヶ月延長できる。

- 第 20 条
- (1) 第 19 条第 1 項の規定における不備が期限内に満たされなかったとき、総局は出願人又は代理人に対して、出願は取下げられたものと見なされることを書面で通知する。
  - (2) 第 1 項の規定するように出願が取下げられたものと見なされたとき、総局にすでに支払われた料金は払い戻されない。

#### 第 4 節 出願の取下

第 21 条  
当該出願に対する決定がされていない間、出願人又は代理人から総局に対して書面により出願の取下を申請することができる。

#### 第 5 節 出願の禁止及び守秘義務

第 22 条  
在職中の期間から総局を定年又はそれ以外の理由で退職後 12 ヶ月の間、総局の職員又はその専門性により総局において及び/又は総局の名の元に勤務した者は、相続による場合を除き、

出願を申請すること、産業意匠に関する権利を享受又は所有することを禁じられる。

### 第 23 条

出願日以降、総局の職員又はその専門性により総局において勤務する者は、当該出願が公開されるまで出願の秘密を保持する義務がある。

## 第 IV 章 産業意匠の審査

### 第 1 節 方式審査

#### 第 24 条

- (1) 総局は現行法規にしたがって出願に対する審査を行う。
- (2) 総局は出願人に対して、当該産業意匠が第 4 条の規定に該当するとき出願の拒絶を、また第 20 条の規定を満たさないため取下げられたと見なす旨を出願人に通知する。
- (3) 出願人又は代理人は、第 2 項の拒絶又は取下げられたと見なされることに対して、通知を受けた日から 30 日以内に不服を申し立てることができる。
- (4) 第 3 項に規定する不服を出願人が申立てないとき、第 2 項の総局による拒絶又は見なし取下の決定は確定する。
- (5) 総局による拒絶又は見なし取下の決定に対して、出願人又は代理人は本法に規定する手続きより商務裁判所に不服を訴えることができる。

### 第 2 節 公開、実体審査、登録及び拒絶

#### 第 25 条

- (1) 第 4 条及び第 11 条の要件を満たす出願は、総局により、簡単かつ明瞭に公衆が閲覧できるように、専用の媒体を用いて、出願日から最大 3 ヶ月間公開される。
- (2) 第 1 項の公開は以下の事項を含む。
  - (a) 出願人の氏名及び住所
  - (b) 代理人を通して出願される場合は、代理人の氏名及び住所
  - (c) 出願日及び出願番号
  - (d) 優先権を利用する場合は、最初の出願の国名及び出願日
  - (e) 産業意匠の名称
  - (f) 産業意匠の図面又は写真

(3) 出願が拒絶されたか取下げられたと見なされたにも関わらず、その後裁判所の決定により登録されるとき、第 1 項及び第 2 項に規定する公開は、総局が当該決定の謄本を受領した後で行われる。

(4) 出願時に申請人は書面により公開の延期を申請することができる。

(5) 第 4 項の公開の延期は、出願受領日又は優先日から 12 ヶ月を超えることができない。

#### 第 26 条

- (1) 第 25 条第 1 項の公開開始日以降、何人も実質的な事由の異議を総局に対して書面でかつ本法に規定する料金の支払を伴い申し立てることができる。
- (2) 第 1 項の異議は、公開開始日から 3 ヶ月以内に申し立てることができる。
- (3) 第 2 項の異議は、総局から出願人に通知される。
- (4) 第 2 項の異議に対して、出願人は総局からの通知送付の日から 3 ヶ月以内に答弁することができる。
- (5) 第 1 項の異議の申立があったとき、審査官による実体審査が行われる。
- (6) 総局は異議及び答弁を当該出願の登録・拒絶の審査における参考資料として使用する。
- (7) 総局は第 1 項の異議を認めるか否かの決定を第 2 項の公開の終了日から 6 ヶ月以内に下す。
- (8) 第 7 項の総局の決定は、出願人又は代理人に対して当該決定の日から 30 日以内に書面で通知される。

#### 第 27 条

- (1) 第 26 条第 5 項の審査官は、総局の職員であって、大臣令により任命・解任される実務職員である。
- (2) 審査官に対して、現行法規にしたがって職位と手当が与えられる。

#### 第 28 条

- (1) 出願が拒絶された出願人は、第 26 条第 8 項の通知の日から 3 ヶ月以内に、商務裁判所に対して不服を申し立てることができる。
- (2) 第 2 条又は第 4 条に基づいて拒絶され

- た出願に対して、出願人は総局に対して書面で理由を述べて不服を申し立てることができる。
- (3) 総局が出願が第 4 条の規定にしたがっていないと判断したとき、出願人は本法に規定する手続きにより、総局の拒絶の決定に対する不服を商務裁判所に申し立てることができる。

#### 第 29 条

- (1) 第 26 条第 2 項に規定する公開の終了日までに異議申立がなかったとき、総局は産業意匠登録証を公開終了日から 30 日以内に発行し、付与する。
- (2) 産業意匠登録証は出願日から有効である。

#### 第 30 条

- (1) 産業意匠登録証の謄本を必要とする者は、本法に規定する料金を支払って総局に対して申請することができる。
- (2) 産業意匠登録証の謄本申請の要件と手続きは、さらに大統領令で規定される。

### 第 V 章 移転及び実施許諾

#### 第 1 節 移転

#### 第 31 条

- (1) 産業意匠権は次の方法によって移転することができる。
- (a) 相続
- (b) 遺産
- (c) 遺言
- (d) 書面による契約
- (e) その他の合法的な理由
- (2) 第 1 項の産業意匠権の移転は、権利の移転に関する書類の提出を伴う。
- (3) 第 1 項の産業意匠権の移転のすべての形式は、本法に規定する料金の支払をもって総局の産業意匠原簿に記録されなければならない。
- (4) 産業意匠原簿に記録されなかった産業意匠権の移転は、第三者に対抗できない。
- (5) 第 3 項の産業意匠権の移転は産業意匠公報にて公開される。

#### 第 32 条

産業意匠権の移転は、創作者が氏名その他の属性を産業意匠登録証、産業意匠公報及び産業意匠原簿に記載される権利を損なうものではない。

#### 第 2 節 実施許諾

#### 第 33 条

別途契約のある場合を除き、産業意匠権者は、第 9 条に規定するすべての行為を行うための実施契約に基づいて、他者に対して実施許諾を与える権利を有する。

#### 第 34 条

第 33 条の規定を損なうことなく、別途契約のある場合を除き、産業意匠権者は常に第 9 条に規定する行為を自ら行い、かつそれを行うために他者に実施許諾を与える権利を有する。

#### 第 35 条

- (1) 実施許諾契約は本法に規定する料金の支払を伴い、総局において産業意匠原簿に記録される。
- (2) 産業意匠原簿に記録されない実施許諾契約は、第三者に対抗できない。
- (3) 第 1 項の実施許諾契約は産業意匠公報により公開される。

#### 第 36 条

- (1) 実施許諾契約は、直接又は間接的にインドネシア経済に被害を及ぼす規定を含んではならず、現行法規に定められた不公正な競争を引き起こすものであってはならない。
- (2) 総局は第 1 項に述べる規定を含む実施許諾契約を拒絶しなければならない。
- (3) 実施許諾契約の要件及び手続きは、さらに大統領令で規定される。

### 第 VI 章 産業意匠登録の取消

#### 第 1 節 権利者の申請に基づく登録の取消

#### 第 37 条

- (1) 登録された産業意匠は、産業意匠権者の書面による申請に基づいて、総局により取消することができる。

- (2) 第1項に規定する産業意匠権の取消は、産業意匠原簿に記録された実施権者が、当該登録取消の申請に添付する書面において承認しないとき、認められない。
- (3) 産業意匠権の取消の決定は総局により以下の者に書面で通知される。
- (a) 産業意匠権者
- (b) 産業意匠原簿に記録にしたがって実施許諾を得た実施権者
- (c) 取消の申請をした者、この場合、取消の日以降産業意匠権がもはや有効でないことを記載する。
- (4) 第1項に規定される産業意匠の取消は、産業意匠原簿に記録され、産業意匠公報で公開される。
- (7) 日以内に行われる。
- (7) 両当事者の招聘は、最初の口頭審理が行われる最大7日前に、招聘状をもって廷吏により行われる。
- (8) 取消の訴えに対する判決は、訴えの登録日から90日以内に下されなければならない。最高裁判所長官の承認において30日延長できる。
- (9) 完全に法律的な考察よりなる第8項の取消の訴えに対する判決は、一般に公開された法廷において言い渡されなければならない。当該判決に対する法的救済が求められるにも関わらず、その事前に効力を有する。
- (10) 第9項に規定する判決の謄本は、当事者に対して判決言渡しの日から14日以内に廷吏により書面で送達されなければならない。

## 第2節 訴訟に基づく登録の取消

### 第38条

- (1) 産業意匠登録を取消す訴えは、関心のある者によって第2条第2項又は第4条に規定する理由を伴い商務裁判所に訴えることができる。
- (2) 第1項の産業意匠登録取消に関する商務裁判所の決定は、判決の日から14日以内に総局に送付される。

## 第3節 訴訟手続き

### 第39条

- (1) 産業意匠登録取消の訴えは、被告が住所又は居所を有する地方の商務裁判所長に対して請求される。
- (2) 被告がインドネシア国外に居住するとき、当該訴えはジャカルタ中央商務裁判所長に対して請求される。
- (3) 書記は、取消の訴えが提出された日に当該訴えを登録し、訴えた者に対して、訴えの登録日と同じ日付で書記の署名のある受領書を送付する。
- (4) 書記は訴えの登録日から2日以内に、商務裁判所長に対して取消の訴えを送付する。
- (5) 取消の訴えの登録日から3日以内に、裁判所は訴えを審査し、口頭審理の日を決定する。
- (6) 訴えの口頭審理は訴えの登録日から60

### 第40条

第39条第2項に規定する商務裁判所の判決に対しては、最高裁判所にのみ上告できる。

### 第41条

- (1) 第40条に規定する上告は、上告の対象である判決言渡しの日から14日以内に、当該判決を下した商務裁判所の書記官に登録することにより請求される。
- (2) 書記官は、上告をその請求日に登録し、上告人に対して上告の登録日と同じ日付で書記官の署名のある受領書を送付する。
- (3) 上告人は、第1項の上告の登録日から14日以内に商務裁判所書記官に対して上告理由書を提出しなければならない。
- (4) 書記官は上告の請求書及び第3項に規定する上告理由書を当事者に対して上告の登録日から2日以内に送付しなければならない。
- (5) 被上告人は、第4項の上告理由書を受理した日から7日以内に商務裁判所書記官に対して答弁書を提出することができ、裁判所書記官はそれを受理した日から2日以内に上告人に対して答弁書を送付しなければならない。
- (6) 書記官は、上告請求書、上告理由書及び答弁書を、当該事件の関係書類と共に

に最高裁判所に対して第 5 項に規定する期限の経過後 7 日以内に送付しなければならない。

- (7) 最高裁判所は上告を審査し、最高裁判所が上告請求を受理した日から 2 日以内に口頭審理の日を決定しなければならない。
- (8) 上告請求に対する口頭審理は、最高裁判所が上告請求を受理した日から 60 日以内に行われる。
- (9) 上告に対する判決は、最高裁判所が上告請求を受理した日から 90 日以内に言渡される。
- (10) 完全に法律的な考察よりなる第 9 項の訴えに対する判決は、一般に公開された法廷において言渡されなければならない。
- (11) 最高裁判所書記官は、商務裁判所書記官に対して、上告に対する判決言渡しの日から 3 日以内に、当該判決の謄本を送付しなければならない。
- (12) 商務裁判所の廷吏は、第 11 項の規定における判決の謄本を、上告人及び被上告人に対して、上告に対する判決受領の日から 2 日以内に送付しなければならない。

#### 第 42 条

総局は、すでに法的効果を得た取消の訴えに対する判決を、産業意匠原簿に記録し、産業意匠公報で公開する。

#### 第 4 節 登録取消の効果

#### 第 43 条

産業意匠登録の取消は、産業意匠権に関するすべての法的効果及び当該産業意匠から発生するすべての権利を消滅させる。

#### 第 44 条

- (1) 第 38 条第 1 項の訴えに基づいて産業意匠登録が取消されたとき、実施許諾を受けた者は、実施許諾契約で決められた期間が満了するまで引き続きその実施をする権利を有する。
- (2) 第 1 項の実施権者は、権利が取消された産業意匠権者に対して本来支払う義務のある実施許諾料を引続きいて支払

う義務を負わないが、本来の産業意匠権者に対して実施権の残存期間に対する実施許諾料の支払を移転する義務を負う。

### 第 VII 章 料金

#### 第 45 条

- (1) 登録出願、異議申立、産業意匠原簿の抄録申請、産業意匠優先権書類の申請、産業意匠登録証謄本の申請、権利移転の記録、実施許諾契約の記録、及び本法に規定するその他の申請のそれぞれに対して、政令で規定する料金が課せられる。
- (2) 第 1 項に規定する料金支払の要件、期間、手続きに関する更なる規定は、大統領令による。
- (3) 総局は財務大臣の承認のもと、現行法規に基づいて、第 1 項及び第 2 項に規定する料金を自ら管理することができる。

### 第 VIII 章 紛争の解決

#### 第 46 条

- (1) 産業意匠権者又は実施権者は、故意に権利なく第 9 条に規定する行為を行った者に対して以下の訴えをすることができる。
  - (a) 損害賠償請求
  - (b) 第 9 条に規定する行為の差止め請求
- (2) 第 1 項に規定する訴えは、商務裁判所に請求される。

#### 第 47 条

第 46 条に規定する訴訟による解決以外に、当事者は当該紛争を仲裁その他の紛争解決方法によって解決することができる。

#### 第 48 条

第 39 条及び第 41 条に規定する訴訟手続きは、第 24 条、第 28 条及び第 46 条の規定を準用する。

### 第 IX 章 仮処分の決定

#### 第 49 条

損害を受けた者は、十分な証拠に基づいて、商務裁判所裁判官に対して以下の事項に関する仮処分の決定を申請することができる。

- (a) 産業意匠権の侵害に関する製品を含む差止め
- (b) 産業意匠権の侵害に関する証拠の保全

#### 第 50 条

第 49 条に規定する仮処分の決定がなされたとき、商務裁判所は、その行為を行った側に直ちに通知し、その説明を聞く機会を与える。

#### 第 51 条

商務裁判所の裁判官が仮処分の決定をしたとき、当該訴えを審理した商務裁判官は、第 49 条の規定に関する決定を、変更するか、取消すか、確認するかの判断を、当該仮処分の決定発行の日から 30 日以内にしなければならない。

#### 第 52 条

仮処分の決定を商務裁判所が取消すとき、損害を受けたと感じる者は、当該仮処分によって生じたすべての損害に対して、仮処分の申請をした者に損害賠償を請求することができる。

### 第 X 章 捜査

#### 第 53 条

(1) インドネシア共和国警察捜査官以外に、その義務と責任の範囲が知的財産権行政を含む特定の国家公務員に対して、産業意匠の分野における犯罪行為を捜査するために、1981年刑事訴訟に関する法律第8号に規定する捜査官としての特権を与える。

- (2) 第1項の捜査官は、次の権利を有する。
  - (a) 産業意匠の分野における犯罪行為に関する報告又は関連情報の真偽を取り調べること。
  - (b) 産業意匠の分野における犯罪行為を行った嫌疑のある者を取り調べること。
  - (c) 産業意匠の分野における犯罪行為発生に関連する者から情報及び証拠を求めること。
  - (d) 産業意匠の分野における犯罪行

為に関連する帳簿、記録、その他の書類を捜査すること。

- (e) 帳簿、記録、その他の書類の証拠が得られると推定される特定の場所を捜査すること。
- (f) 産業意匠の分野における刑事訴訟の証拠になり得る材料及び/又は侵害製品を差し押さえること。
- (g) 産業意匠の分野における犯罪行為の捜査義務を実行するに当たって、専門家の協力を要請すること

(3) 第1項の文民捜査官は、インドネシア共和国国家警察捜査官に対して捜査の開始と捜査の結果を報告する。

(4) 捜査が終了したとき、第1項に規定する文民捜査官は、1981年刑事訴訟に関する法律第8号第107条の規定に従い、インドネシア共和国国家警察を通して捜査の結果を検察官に報告する。

### 第 XI 章 刑事規定

#### 第 54 条

- (1) 故意に権利なく第 9 条に規定する行為を行った者は、最高 4 年の禁固刑及び/又は最高 Rp300,000,000 (三億ルピア) の罰金刑に処せられる。
- (2) 故意に権利なく第 8 条、第 22 条又は第 32 条に規定する行為を行った者は、最高 1 年の禁固刑及び/又は最高 Rp45,000,000 (四千五百万ルピア) の罰金刑に処せられる。
- (3) 第 1 項及び第 2 項に述べる犯罪行為は親告罪である。

### 第 XII 章 経過規定

#### 第 55 条

- (1) 本法施行前 6 ヶ月以内に産業意匠を公表した創作者は、本法に基づいて出願をすることができる。
- (2) 第 1 項に規定する出願は本法施行の日から 6 ヶ月以内に出願されなければならない。

### 第 XIII 章 終則

#### 第 56 条

本法の施行により、1984 年工業に関する法律第 5 号第 17 条(1984 年インドネシア共和国官報第 22 号、インドネシア共和国官報補足第 3274 号) は失効する。

#### 第 57 条

本法は制定の日から施行される。



添付資料7

Department of Law and Human Rights  
 Republic of Indonesia  
 Directorate General of Intellectual Property Rights

INDUSTRIAL DESIGN APPLICATION FORM

Filled by officer	
(15) Application date	:
(22) Receiving date	:
(11) Application number	:

I/we hereby :	FILLED BY OFFICER
(71) Applicant name :	( )
(86) Citizenship :	
Address :	
Phone/Fax No. :	
Tax Payer No. :	
Request a registration for Industrial Design	
With/without IPR consultant	( )
(74) IPR Consultant name :	
Address :	
Name of Firm :	
Address :	
IPR Consultant No. : -	
E-mail address : -	
Phone/Fax No. :	
(54) Title of Industrial Design :	( )
Prior date and place of published Industrial Design:	
(72) Name and citizenship of the designer(s)	( )
Request for registration for Industrial Design is filed with/without priority right (30):	
(33) Country      (32) The prior application date      (31) Priority No.	( ) ( )

(51) Class of Industrial design (Locarno Class):	
I/We hereby enclosed :	
( ) Power of Attorney	( )
( ) Assignment	( )
( ) Declaration of Entitlement	( )
( ) Priority document and the translation thereof	( )
( ) Document (Application) of Industrial Design with priority and the translation thereof	( )
( ) Others (describe):	( )
3 (three) copies:	( )
( ) Description of Industrial Design or Description of Drawing	( )
( ) Physical example.....	( )
( ) Drawing or Photograph ..... (describe the number)	

Thus, this application I/We have proposed to be processed.

Person who apply the application  
of Industrial Design

( )

## 添付資料10

### 模倣意匠の同一性に関する判決例----バイク意匠登録取消事件

#### <概要>

本田技研工業株式会社（以下、本田）は2001年6月インドネシア知的財産総局にてスクーター型バイクに関する意匠出願を行い、その後登録を受けた。一方2003年10月、インドネシアのバイク販売業者 PT. Aglo Sama Permata Motor（以下、Aglo）もスクーター型バイクの意匠出願をするが、この意匠は本田が先に出願した意匠とよく似たものであった。本田は Aglo の意匠登録出願に対して異議を申し立てるが、知的財産総局はこれを認めず、Aglo の意匠は登録される。これに対して本田はスラバヤ商務裁判所にて登録意匠の取消を求めるが、バイクの見本を提示できなかったこと等を理由に訴えは棄却される。さらに本田は最高裁判所に判断を求めたところ、最高裁判所は TRIPS 協定第 25 条第 1 項を引用し、意匠の同一性判断は、両意匠間の相違点が「実質的 (significant)」であるかどうかを見て行うべきであるとし、本田側の主張を認める判決を下した。

#### <当事者>

上告人（原告）:

本田技研工業株式会社  
（住所：東京都港区青山2丁目1-1）

第1被上告人（第1被告）:

PT. Aglo Sama Permata Motor  
（住所：JL. Raya Tambak Sawah 22-24, Waru, Sidoarjo, 61256 Surabaya）

第2被上告人（第2被告）

インドネシア共和国法務人権省知的財産総局  
（住所：JL. Daan Mogot Km24, Tangerang 15119）

#### <経緯>

2001年6月19日	原告が“Motor Scooter”と題した意匠の登録を出願する。（出願番号 A00200100022。後に ID0000109 として登録）
2001年6月19日	原告が“Rear Lampu Combination”と題した意匠の登録を出願する。（出願番号 A00200100???. 後に ID0000106 として登録）
2003年2月5日	新聞 JAWA POS にガルーダバイク（Kencana125HS）の広告が掲載される。

2003年2月17日	新聞 JAWA POS にガルーダバイク ( Kencana125HS ) の広告が掲載される。
2003年2月24日	新聞 JAWA POS にガルーダバイク ( Kencana125HS ) の広告が掲載される。
2003年3月29日	新聞 JAWA POS にガルーダバイク ( Kencana125HS ) の広告が掲載される。
2003年6月16日	新聞 JAWA POS にガルーダバイク ( Kencana125HS ) の広告が掲載される。
2003年10月1日	新聞 JAWA POS にガルーダバイク ( Kencana125HS ) の広告が掲載される。
2003年10月3日	被告が“ Sepada Motor Garuda(ガルーダ自動二輪車)”と題した意匠の登録出願をする。(出願番号 A00200302389。後に ID0006493 として登録)
2004年1月8日	原告による被告の意匠出願 A00200302389 に対する異議申立が受理される。
2004年5月4日	意匠局が A00200302389 の登録査定を通知する。(登録番号 ID0006493)
2004年11月25日	原告がスラバヤ商務裁判所に ID0006493 の取消を訴える。
2005年2月23日	スラバヤ商務裁判所、原告敗訴の判決を下す。
2005年3月8日	原告が最高裁判所に上告する。
2005年10月24日	最高裁判所が上告人(原告)勝訴の判決を下す。

#### <原告の主張>

被告の登録意匠 ID00006493 は、取り消されるべきである。

[ 根拠 1 ] 出願前に公知である被告自身の意匠と同一

意匠法第 2 条「第 1 項 意匠権は、新規な産業意匠に対して与えられる。第 2 項 産業意匠は、出願日において事前に公表された意匠と同一でないとき、新規であると見なされる。」と規定しているが、ここで公表されたとは出願日より前にインドネシア国内又は国外で公に知られたか公に使用されたことを意味する。

しかしながら、ID00006493 の意匠は、出願日の 2003 年 10 月 3 日以前の少なくとも 2003 年 2 月 5 日にインドネシア国内において告知され、販売目的で提供されたので、公に知られたか公に使用されたことに該当する。したがって、意匠法第 2 条の要件を満たしていない。

[ 根拠 2 ] 出願前に公知である原告意匠と同一又は類似

ID00006493 の意匠は先に出願され公開された ID0000109 又は ID0000106 の意匠と以下の

点で同一又は類似である。

正面：フロントランプ下部の垂直孔を有する三角プレート

背面：リアランプの形状

側面：三角形の飾りを有するマフラーの形状

すなわち、全体の構成が ID0000109 ときわめて類似しており、特にリアランプの形状は ID0000106 と同一又は類似である。したがって、この点でも意匠法第 2 条に要件を満たしていない。

[ 根拠 3 ] 悪意に基づく出願

ID00006493 の意匠は、原告意匠 ID0000109 を盗用又は模倣したものであるから悪意に基づく出願であって、インドネシアの法制度の原則に反するものである。

< 被告の反論 >

[ 根拠 1 ] について

ID00006493 の意匠を使用したモデルは Kencana125SS であるが、新聞広告に掲載されたのは、Kencana125HS というモデルの意匠であって、Kencana125SS とは異なる意匠である。ID00006493 ( Kencana125SS ) の意匠は意匠出願の後一般公開されたので、新規性を失っていない。

[ 根拠 2 ] について

ID00006493 と ID0000109 の意匠を比較すると、両者は共にスクーター型である点で類似しているが、意匠法第 1 条第 1 項に定めるように、意匠とは、姿態、形状又は線及び/又は色彩の構成、又はそれらの組み合わせに関する創作であって、例えばリアランプに線が入っているか否かというようなわずかな相違であっても創作である。このことは知的財産総局における実体審査でも認められてきた。

ID00006493 と ID0000109 の意匠は相違するから、消費者が両者を混同することはあり得ない。

< スラバヤ商務裁判所の判断 >

ID00006493 と ID0000109 の意匠を比較検討しようとしたが、原告が証拠として提出した Garuda バイクのリーフレットは 125HS に関するものであって、問題の ID00006493 とは異なること、比較対比のために ID00006493 と ID0000109 の現物を証拠として提出するように命じたが応じられなかったことから、対比判断することができなかった。

また、専門家証人 Dr.Ir.Suprpto は、ある意匠が他の意匠と同一かどうかは、対象の物品の形状と色彩の構成の差異によって判断すべきであると証言した。

以上のことから、原告の主張は証拠が不十分であって、受け入れることができない。

### < 最高裁判所の判断 >

意匠法第 2 条第 2 項の規定「産業意匠は、出願日において事前に公表された意匠と同一でないとき、新規であると見なされる。」において、「同一でない」の解釈について検討する。

同項に関する解釈を規定した規定が他に存在しないため、最高裁判所は TRIPS 協定第 25 条第 1 項を引用する。

TRIPS 協定第 25 条第 1 項

Members shall provide for the protection of independently created industrial designs that are new or original. Members may provide that designs are not new or original if they do not significantly differ from known designs or combinations of known design features. Members may provide that such protection shall not extend to design dictated essentially by technical or function considerations.

これによれば、意匠法第 2 条第 2 項における「同一でない」とは、「実質的に同一でない (do not significantly differ)」と解すべきであるから、ID00006493 の意匠が新規であるならば、125HS モデルと実質的に同一でないことが条件となる。

しかしながら、ID00006493 は Kencana125HS からエンジン下部カバーを取り除き、後ブレーキをディスクブレーキにした点以外は同じである。また、ID0000109 に対しても同様の関係にある。

したがって、上告人の主張は受け入れられるべきである。

しかしながら、ID00006493 は法律に定められた手続きにしたがって、適法に出願されたものであって、悪意に基づく出願であることは証明されない。

### < 解説 >

2000 年 12 月インドネシアは新たに意匠法を施行したが、意匠の新規性・独創性をどのように評価するか、内外の注目を集めながらのスタートであった。

同法第 2 条第 2 項には「産業意匠は、出願日において事前に公表された意匠と同一でないとき、新規であると見なされる。」と記されているが、ここで「同一」を定義する規定がないために、他人の意匠と類似する意匠については新規性が認められるのか、また同一とは実質的同一を意味するのかが明瞭にされていなかった。2004 年には当時の意匠局長がジェットロセミナーの講演で、“インドネシア意匠法における「同一」とは形式的同一を意味し、実質的同一や類似の意匠は新規と認める”と発言し、意匠が適正に保護しえるのかどうか疑問視する声が関係者の間で広がっていた。

判決本文を見ると、知的財産総局やスラバヤ商務裁判所では、図面と写真の間で遠近感に相違があるため同一でないとか、色やバイク本体に記された型番等が異なるため同一でないというような議論もされていたようである。

これに対して最高裁判所の判断は、意匠の同一性が「実質同一」を意味することを明確に宣

言した点で、大いに評価されるべきであり、今後の意匠法の運用に大きな影響を及ぼすであろうと期待される。

最高裁判所は判決に当たり、その根拠として TRIPS 協定第 25 条第 1 項を引用した。意匠法（2000 年法律第 31 号）の前段には、次のように記されている。

インドネシア共和国大統領は、

以下のことを考慮して、

- a. 国内外における産業の競争力を向上するために、知的財産権の一部である意匠分野において社会の創造・革新を促す環境を作る必要がある。
- b. このことは、インドネシアの豊かな文化・民族的多様性が意匠開発の源泉となることによっても推進される。
- c. インドネシアが 1994 年法律第 7 号の施行により、TRIPS 協定を含む世界貿易機関設立協定に加盟したことを受けて、意匠に関する法規を整備する必要がある。
- d. 前記 a , b , c の点を考慮し、意匠法を制定する必要がある。

以下のことを覚えて、

- 1 . 1945 年憲法第 5 条第 1 項、第 20 条第 1 項及び第 33 条
- 2 . 1984 年産業に関する法律第 5 号（官報 1964 年第 22 号、官報補足第 3274 号）
- 3 . 1994 年世界貿易機関設立協定加盟に関する法律第 7 号（官報 1994 年第 57 号、官報補足第 3564 号）

国民議会の賛同を受け

意匠法の制定するよう決定する。

これにより、意匠法の施行が TRIPS 協定加盟を前提としており、同協定に従うことを意図して制定されたことが明らかであり、最高裁判所が意匠法の解釈をするに当たって TRIPS 協定を援用することは意匠法の立法主旨に合致していると言えよう。TRIPS 第 25 条第 1 項第 2 文は「Members may provide that designs are not new or original if they do not significantly differ from known designs or combinations of known design features.」であって強制力の弱い規定ではあるが、最高裁判所がこれを「同一性」解釈の指標としてとらえ、判決に反映させたことの意味は大きい。

インドネシア憲法には、日本国憲法第 98 条第 2 項に相当する規定がなく、条約が国内規定に優先するという原則が日本ほど一般的に受け入れられていないように見受けられるが、それでも本判決は今後の意匠法第 2 条や第 9 条（意匠権の範囲）の解釈に大きな影響を与え、おそらく異議申立や裁判で頻繁に引用されることであろう。